省　令

○総務省令第六十八号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百四十四号）の施行に伴い、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

総務大臣　石田　真敏

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出） **第十七条の四**　法第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第百五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項（令第百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百十条の二第一項（令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。）若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項、第百十条の二第一項若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。 ［2　略］ （参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に係る文書の様式） **第十七条の十**　令第百十一条の六第二項第一号に規定する五人要件文書並びに同号の承諾書及び宣誓書は、別記第二十八号様式の十四に準じて作成しなければならない。 2　令第百十一条の六第二項第二号に規定する文書は、別記第二十八号様式の十五に準じて作成しなければならない。 （令第百二十九条第九項の規定による届出書の様式） **第二十九条の二**　令第百二十九条第九項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。 別記 **第十八号様式の三**（参議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の五関係） ［様式　略］ 備考 ［1　略］ ［2　略］ 3　所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等（法第86条の7第1項の規定による	（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出） **第十七条の四**　法第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第百五十条第二項の規定の適用を受けようとする候補者届出政党は、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項（令第百九条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第百十条の二第一項（令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。）若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項、第百十条の二第一項若しくは第百十条の四第一項又は第百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。 ［2　同上］ ［新設］ （令第百二十九条第八項の規定による届出書の様式） **第二十九条の二**　令第百二十九条第八項の規定による届出書は、別記第三十二号様式の二に準じて作成しなければならない。 別記 **第十八号様式の三**（参議院名簿届出要件該当確認書の様式）（第十二条の五関係） ［様式　同左］ 備考 ［1　同左］ ［2　同左］ 3　所属する衆議院議員又は参議院議員として参議院名簿届出要件該当確認書にその氏名を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書（添付書類1）及び届出をする政党その他の政治団体以外の参議院名簿届出政党等又は法第86条の7第1項の規定によ